

平成25年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第23号	平成25年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月1日
議案第24号	平成25年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第38号	宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第39号	宝塚市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第40号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第41号	宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第42号	宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第43号	宝塚市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第44号	宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第45号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第46号	宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第49号	公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について	可決 (賛成多数)	
議案第50号	町の設定並びに町及び字の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第52号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第53号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第54号	市道路線の一部廃止について	可決 (全員一致)	3月1日
議案第55号	農作物共済に係る無事戻しについて	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成25年2月26日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

② 平成25年3月1日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成25年3月14日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第23号 平成25年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益44億6,314万1,000円、水道事業費用44億6,258万3,000円で収支差引55万8,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入25億1,151万7,000円、資本的支出24億4,460万円、収支差引6,691万7,000円。

主な建設改良事業は、管路更新事業に2億7,000万円、基幹施設耐震化事業に2億2,000万円。企業債は、建設改良事業に限度額11億6,990万円を定める。

また、経営安定化のため、一般会計から補助を受ける金額は1,507万1,000円。

論 点 1 財務指標等数値の推移について

<質疑の概要>

問1 今回の予算で人件費の減と委託料の増があるが、どの職域で人件費を減らしたのか。

答1 人件費は前年度と比較して4人で3,400万円の減。職域は浄水課2人、工務課1人、給排水設備課1人となっている。委託料は料金業務包括委託により6,500万円の増となっている。

問2 人件費の減った職域と委託化する職域とが異なるが、人員減の職域に問題が生じないのか。

答2 浄水課、工務課については、退職不補充により業務量に見合った減員。給排水設備課については、小規模貯水槽の個別訪問事務の人員を予算上2名から実配置の1名にした。

問3 料金業務包括委託する職域でそれに見合った減員とならないのか。6,500万円以上削減効果があるべきで整合しているのか。

答3 本年10月の包括委託開始に際し3名減を予定。職員組合と調整中だが、平成26年4月にはさらに10名程度の減を考えており、1人1,000万円程度とすると大幅な減額になる。

問4 現在の経常収支比率は。

答4 平成23年度決算ベースで100.4。企業の場合100を上回ると黒字といわれているので健全収支と考えられる。平成25年度当初で見ると100.1の見込み。

問5 第5次総合計画では経常収支比率の目標値が101.5となっているが、達成でき

るのか。健全化に向かっているのか。

答5 平成23年度以降100を超えている。平成27年度で101.5を目標としており、今後とも費用の削減や給水収益の増を図り、達成できると考えている。

問6 流動資産が65億円、流動負債が3億円。翌年に返済予定金額の3億円を考慮しても、現状は流動資産が多い。今後、管路更新や新水源確保の原資としておいていると聞いているが、有効活用する必要があるのでは。

答6 水源確保は平成28年度を目途としているが、関係部署が多岐にわたるため確定しない。庁舎の移転、改築も予定しており、それにかかる費用も必要と考えている。

論 点 2 中長期的な経営見通しについて

<質疑の概要>

問1 武庫川右岸地区新水源開発事業3,000万円の内訳と、統廃合という観点から浄水場の現状は。

答1 1,000万円が阪神水道を受けるに当たっての基本設計、2,000万円が厚生労働省認可申請に要する費用でコンサル委託を予定している。浄水場の現状は、玉瀬浄水場は停止、生瀬浄水場も水処理を停止、小林・亀井浄水場は阪神水道を受水予定のため将来的に廃止、惣川・小浜浄水場は自己水処理の基幹的施設として存続。川面は小浜リニューアルにより統合、水処理を停止。将来的には小浜・惣川浄水場と県営水道、阪神水道等の上水供給団体からの受水を考えている。

問2 廃止する浄水場はどのようにするのか。

答2 売却の方向だが、場内には水源として井戸があり、残す井戸について検討が必要となる。

問3 分担金収入の見通しと収益的収支への影響は。

答3 分担金は開発が減少する中で将来的に減が見込まれる。人件費や工事コストの削減などを検討し、費用削減で賄っていきたい。

問4 分担金収入は将来的な設備の改善や修理に充てるべきでは。5年後、10年後の方向性が見えてこない。将来的に赤字になる要素が多いが、経費削減で賄えるのか。

答4 包括委託の部分もあり、将来的に賄えるよう努力したい。

問5 水道マスタープランに浄水場の統廃合の記述もあり、将来的に考えないと料金改定等市民に負担を強いることになる。本当に費用削減だけで賄えるのか。

答5 黒字要素は分担金によるところが大きい。16億円の剰余金があり当面は賄えるが、開発もなくなりコスト削減も限界となった時点で、根本的な料金体系にもどらざるを得ない。水道事業の宿命と考えているがそういう事態にならないよう努力したい。

問6 目先の収支にとらわれず、長期的な経営見通しを立てて事業を行ってほしい。方向として県営水道、阪神水道事業団から受水する方向へシフトしていくのか。

答6 小林、亀井は老朽化が進み、住宅も近接しており、今の場所での更新は難しい。右岸については、高地への送水も多い状況から、高低差等考えた場合、財政的負担が少ない阪水からの受水を考えているが、すべて阪水からというわけにもいかず、県水との受水バランスを検討中。

問7 危機管理の面から他水源に頼りすぎるのはどうか。自己水源が豊富なので、何かあったときに活用できないか。

答7 自己水源として惣川、小浜を堅持しながらやっていきたい。

問8 経年管整備率を考える中で、耐用年数に追いつく計画となっているのか。耐用年数におさまる更新計画とする必要があるのでは。

答8 管の法定耐用年数は40年。経年管更新を毎年進めていくが、追いつく時期は明確にできない。100年計画も現実的ではなく、理論的に解消しようとする料金を返ってしまう。

問9 入替管の耐用年数は。

答9 基幹管路は40年、配水枝管は60年と考えている。50年、60年先に更新が必要となる。

問10 基幹管路は40年で更新とのことだが、経年劣化のリスクが高くなる時点が40年という考え方か。

答10 日本水道協会等の資料等では、鑄鉄管は40年までは基本的に変化がなく、外的要因もあるが60年から機能低下が始まるという資料が出ている。

論点3 委託について

<質疑の概要>

問1 更なる委託の可能性とそれによる経営の効率化は。

答1 本年10月からの包括委託に、既に一部委託している料金システムを併せ、平成29年度を目途に一括委託化に向けて取り組んでいきたい。平成29年4月にはさらに2人程度の減員を見込む。

問2 新庁舎基本設計の今後の予定は。もう少し時間がかかるのか。

答2 場所はNTN跡地となったが、用地取得の時期、敷地内の場所が未確定。市と協議し時期を決めていく。基本設計の予算は、平成24年度分を繰越している。

問3 お客様センター用備品費として100万円を計上しているが、開設場所は。

答3 備品費はパーティション購入費で、庁舎内で仕切りを設け開設する。

問4 料金収納や滞納業務も業者任せでプライバシーは守られるのか。水は本当に大事であり、親切丁寧な対応を心がけてほしい。

答4 直営の職員は残る。ノウハウ等引継期間を設け対応する。

問5 補修工事等の対応はどうするのか。市内業者への発注は。

答5 メーター取替えは、市内の組合に継続して行ってもらおう。漏水等の対応は、委託の対象外で従来どおりの担当部署で対応していく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第24号 平成25年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益37億4,373万2,000円、下水道事業費用40億3,976万3,000円で収支差引△2億9,603万1,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入15億8,325万3,000円、資本的支出32億8,188万5,000円、収支差引△16億9,863万2,000円で、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する。

主な建設改良事業として、雨水整備事業に1億1,400万円、汚水整備事業に1億6,100万円を計上。企業債は、下水道事業に限度額12億9,640万円を定める。

また、経営安定化のため、一般会計から補助を受ける金額は8億1,503万9,000円。

論点 1 財務指標等数値の推移について

<質疑の概要>

問1 他会計から補助を受けているが、基準はあるのか。

答1 毎年度、総務省から補助基準が示される。基準外で8億円補助を受けているが、それでも2億円の赤字が生じている。補助がなければ使用者に負担を求めざるを得ないが、現状ではそれは困難と考えている。

論点 2 中長期的な経営見通しについて

<質疑の概要>

問1 新年度のキャッシュフローは大丈夫なのか。平成26年度以降は不足することが明白だが。

答1 月により不足が生じるかもしれないが、平成25年度末の資金残は2,100万円余の黒字を見込んでいる。これまでの実績から平成26年度以降は資金不足となる。経費削減や可能であれば起債の繰上償還に取り組みたい。

問2 下水道料金の改定は増税に等しい。難色を示す市民は多く、人件費を下げろという意見が出てくる。理詰めで、納得できる経営数値を示さないといけない。水道は料金を一部下げた。今後の公共施設の更新も必要となる。下水道の料金改定問題の先送りは赤字が累積するだけ。納得できる今後の方向性を示す資料を作成すべきでは。

答2 雨水は公費、汚水は使用料で賄うのが基本だが、これを反映すると高額な使用料となり、下水道が普及しない恐れがあった。平成17年当時は、建設費の73%に当たる19億円を一般会計から繰り入れた時期もあったが、平成23年度決算では9億円となっている。

問3 下水道管の長寿命化工事の内容は。

答3 丸管では、管の内部に樹脂を挿入し、これで管を構築する。構築後の耐用年数は50年間、開削工法とはコスト比較で決める。

問4 耐震化の工法は。

答4 配水管ランニング工法により、接続部分をなくし、揺れで管が抜けることを防止する。

問5 雨水の整備延長比率は。

答5 平成22年で78.6%を、平成25年で79.0%、平成27年で82.0%にしたい。

問6 未水洗化戸数を減少させる取り組みは。

答6 個別訪問、ポンプアップ補助、私道への管敷設により、毎年100戸程度が水洗に切り替えている。平成35年では水洗化100%としたい。

問7 生活保護世帯に対する下水道使用料減免制度があるが、北部地域では合併浄化槽を使用しているため減免制度を利用できない。格差が生じるのでは。

答7 前向きに対応を考えている。

自由討議

議員A 平成25年度に料金改定があるとすれば、大きな問題となった。厳しい経営環境にある今の段階から、経営の現状、今後の見通し、対策などを示したしっかりとした計画性のある資料を準備し、市民に説明する必要がある。その旨の付帯意見を付けてはどうか。

議員B 本当に値上げしないとイケないのか。回避のためのあらゆる努力をすべき段階では。

議員C 付帯意見を付けることで、資料が準備できたら料金改定を認めることにつながらないか。

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第38号 宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案の概要
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、宝塚市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 新型インフルエンザ等対策本部の具体の体制は、要綱等で整備されるのか。
答1 今回は、法律で定められた事項を条例化したもの。具体の要綱等は、策定すれば議会に説明する。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第39号 宝塚市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案の概要 第1次地方分権一括法が施行され、河川法の一部が改正されたことに伴い、市が管理する準用河川の堤防・堰・水門・橋などの河川管理施設の構造についての技術的基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第40号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>第2次地方分権一括法が施行され、都市公園法が改正されたことに伴い、住民1人当たりの公園面積の標準と都市公園を設置する場合の配置及び規模に関する基準を定めるとともに、都市公園の敷地面積に対する公園の建築物の割合について、設置基準を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>また、開発行為により本市に帰属した安倉西2丁目公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 1 条例制定による影響と今後の公園のあり方について	
<質疑の概要>	
問1	地方分権一括法により、国の政令や省令の基準を参酌して、市独自の基準を定めることになった。今回は国の基準をそのまま市の基準としているが、本市の独自性についてどのような議論があったのか。
答1	市の現状を押さえながら、十分に検討した。国からの財源が付いてこなかったこともあり、今の国の水準どおりとした。独自の基準を定める状況が生じれば、改めて検討したい。
問2	市民一人当たりの都市公園面積は、国基準と同じ5㎡としているが、本市の緑の基本計画では7㎡を目標としている。計画との整合はどうか。
答2	市街地の都市公園面積の現状は、一人当たり3.9㎡。開発事業に伴い公園を整備してきた。財源や市街地に残された緑地空間を踏まえるなかで、今回7㎡を基準とできるかを含め検討した結果、5㎡とした。
問3	公園のあり方を考える必要がある。市が積極的に土地を取得して公園を整備する時代ではなく、5㎡の基準も計画がなく根拠がない。今回、開発による帰属として安倉西2丁目公園が新たに都市公園となるが、小さな公園が点在して、公園としての機能が十分果たせるのか。開発に伴い整備される公園は、近隣にある公園と合わせるなどの工夫が必要では。
答3	今回は出入り口の関係から、近隣の公園と一体化できなかった。一体化のための指導はしている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第41号 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
議案の概要
第2次地方分権一括法が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設(園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識)の設置に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第42号 宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	
議案の概要	
第1次地方分権一括法が施行され、道路法の一部が改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準の一部を定めるため、条例を制定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第43号 宝塚市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
議案の概要	第1次地方分権一括法が施行され、道路法の一部が改正されたことに伴い、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法、文字等の大きさを定めるため、条例を制定しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果	可決(全員一致)

平成25年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第44号 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	
議案の概要	
第2次地方分権一括法が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造（歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他施設）に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第45号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、同法に基づく低炭素建築物等計画の認定の審査を実施することとなったことから、当該認定申請に係る審査手数料を定めるもの。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の審査に建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受ける申出が含まれる場合の認定申請に係る審査手数料を定めるもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 対象となる業務の量と事務処理の対応は。
答1 低炭素建築物等計画の認定件数は、平成25年度に建築確認申請の6%、3年後に20%と見込まれる。認定事務は宅地建物審査課が担当するが、当面は現体制で対応し、業務の状況を見ながら対処する。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第46号 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 第1次地方分権一括法が施行され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、市営住宅の整備基準と入居者資格の詳細項目を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第49号 公の施設(宝塚市営住宅)の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市営住宅を管理する指定管理者の指定期間が平成25年3月31日をもって満了するため、同年4月1日から平成26年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、日本管財株式会社を指定しようとするもの。

論 点 1 指定管理者の選定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 指定管理者が管理することで、住宅の修繕は指定管理者が行うが、市内業者に発注されているのか。入居者の生活苦、多重債務、体調を崩すなどの状況があった場合に、行政との連携は取れているのか。

答1 市内業者への発注を指導しており、工事の9割以上が市内業者に発注されている。入居者の状況については、単身高齢者には月1回巡回訪問を行うほか、週1度のミーティングや業務連絡表により連携をとっている。住宅の管理人とも連絡調整をしている。

問2 他市で、日本管財がグループの構成員の1人となった指定管理案件で、監査委員から指摘を受けているが、この件は問題とまらないのか。

答2 正社員の配置、清掃、プールの水質検査、修繕費の精算の項目で監査委員の指摘を受けている。本社から現場に出向いてチェックする体制を構築して対応している。

問3 選定に当たり今回は事業者からネガティブ情報の提出を求めたが、今後も同様に求めていくのか。

答3 新たに様式を設け対応した。今後の選考委員会でも事実を踏まえ判断していただく。

問4 日本管財は現在指定管理を行っているが、前回の選定委員会では候補者選ばれなかった。今後の管理業務は充実するのか。

答4 入居サービスや本社のバックアップ体制を充実する提案を受けている。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

福祉の向上のためには、行政で運営していくことが大切。市営住宅には社会的弱者の

入居が増えてきており、プライバシー保護の観点からも市直営に戻すべき。

審査結果 可決（賛成多数）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第50号 町の設定並びに町及び字の区域の変更について
議案の概要
切畑字長尾山及び清荒神5丁目の区域の一部を売布自由ガ丘として町を設定し、あわせて町及び字の区域の変更を行うもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第52号 市道路線の認定について	
議案第53号 市道路線の認定について	
議案の概要	
都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、市道路線の新規認定をしようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	議案第52号 可決（全員一致） 議案第53号 可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第54号 市道路線の一部廃止について
議案の概要
一部区間について道路としての効用がなくなっていたため、市道路線の一部を廃止しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 廃止される市道の所有者は市で、現況は宝塚ガーデンフィールズの駐車場の一部となっている。廃止後の土地の取り扱いは。
答1 都市計画道路宝塚駅歌劇場前線の一部で、セットバックした阪急電鉄の所有地を使用しているところがある。セットバックの際に、本件土地との交換について覚書を締結している。今後、この覚書に従い用地処理を進める。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第55号 農作物共済に係る無事戻しについて
議案の概要	平成25年度において、平成22年度から平成24年度までの水稲に係る農作物共済について、対象予定者を181人、総額の限度額を54万1,000円として、無事戻しをしようとするもの。
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 水稲でイノシシによる被害が発生している。昨年度は国の緊急雇用就業機会創出事業を利用して有害鳥獣対策を行ったが、平成25年度の対策は。	
答1 国の補助事業が延長となり、平成25年度も活用できる。猟友会1人と緊急雇用事業で雇った3人の体制で対策に当たっている。	
問2 南部市街地での被害発生状況は。	
答2 川面、中山五月台、長尾台など山麓部でイノシシの被害が発生している。	
問3 有害鳥獣対策は猟友会の協力を得ている。会員が高齢化していると聞くが対応は。	
答3 後継者の育成に努めるように促している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

